

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方 ～投票用紙等の請求手続～

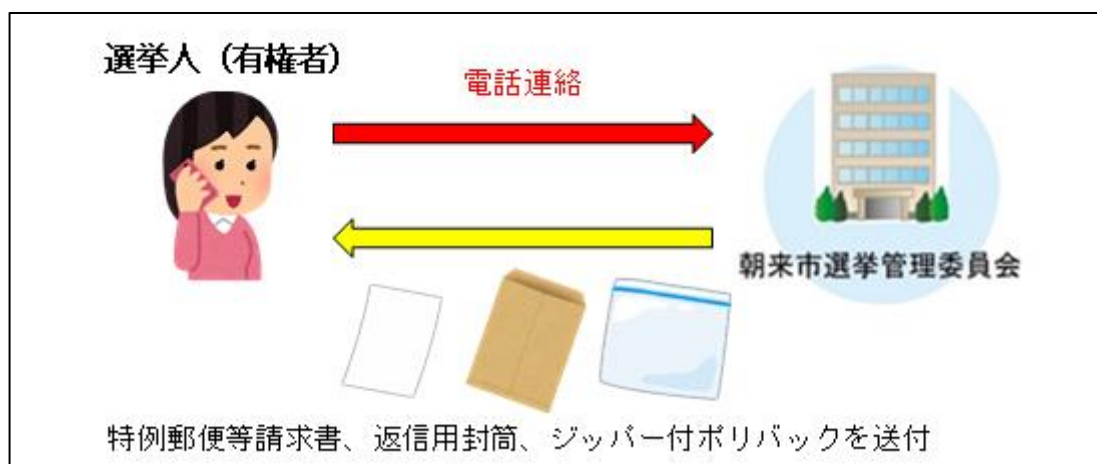
特例郵便等投票をする方は、次の方法により
投票用紙及び投票用封筒を請求してください

はじめに

特例郵便等投票を希望される方は、あらかじめ朝来市選挙管理委員会に電話連絡（079-672-6115）をし、「特例郵便等投票請求書」を取り寄せてください。

選挙管理委員会から「特例郵便等投票請求書」、「返信用封筒」、「ジッパー付ポリバック」をレターパックで送りますので、氏名、住所、連絡先、郵便物の送付先（住所と異なる場合）、外出自粛要請等の書面の有無を職員にお知らせください。

なお、郵便物は新型コロナウイルス感染防止のため、非対面で配達されます。



※特例郵便等投票の郵送料などの経費は、療養者に負担いただくことはありません
(切手の貼付も不要です)

請求書記入の準備

郵便物が届きましたら、速やかに請求書を作成してください。

なお、一連の作業の前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。

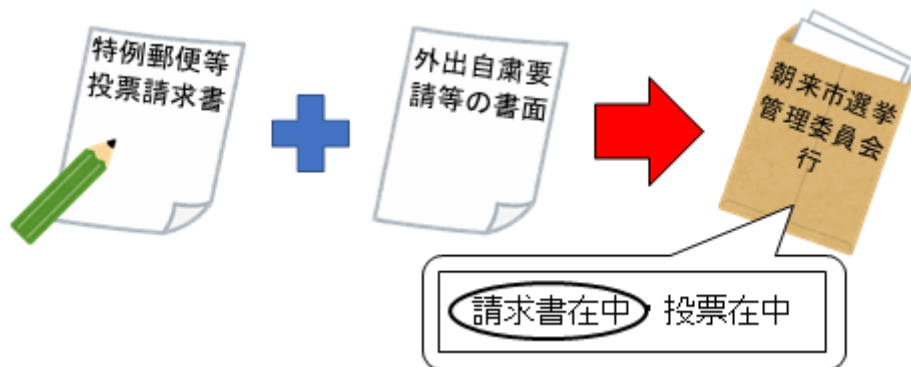


請求書の記入と封入

請求書は記入例を参考に必要事項を記入し、外出自粛要請等の書面とともに返信用封筒に封入し、封筒表面の「請求書在中」に○を付けてください。

請求書には、請求者の氏名（自書）、住所、連絡先、投票用紙等の送付先（住所と異なる場合）、提示（同封）する文書の種類について記入いただきます。

令和3年4月1日以降に朝来市から転出した方で、引き続き兵庫県内に住所のある方が投票する場合、「4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請」欄にチェック を入れてください。



請求書を発送

請求書等を入れた封筒をジッパー付ポリバックに封入し、全体にアルコール消毒液を吹きかけて拭きとり消毒してください。その上でポリバックを同居人や知人など患者ではない方に郵便ポストへ投かんを依頼してください。

同居人などへ封筒を渡す際、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（速やかに郵便ポストへ投かんしてください）。

また、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けてポリバックを取り扱ってください。



【問合せ先】

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市選挙管理委員会事務局（足立）

TEL：079-672-6115 FAX：079-672-4041

E-mail:senkyo@city.asago.lg.jp